

論議室臨時決議

第一、労働組合の組織を統一し、その活動を活発化せしむることを第一の目的とする。
 第二、労働者の生活の向上を第一の目的とする。
 第三、労働者の教育を第一の目的とする。
 第四、労働者の福利を第一の目的とする。
 第五、労働者の健康を第一の目的とする。
 第六、労働者の安全を第一の目的とする。
 第七、労働者の権利を第一の目的とする。
 第八、労働者の義務を第一の目的とする。
 第九、労働者の責任を第一の目的とする。
 第十、労働者の誠實を第一の目的とする。

財団法人協調會大阪支所

一九三〇・五・一八

労働組合全国同盟大阪聯合會大會

鐘紡爭議團 御 中

親愛ナル爭議團員ノ諸君

我労働組合全国同盟大阪聯合會大會ハ支配階級ノ攻勢ニ對シテ  
 勇敢ニ闘イツ、アル諸君等ノ兄弟ニ對シテ必カラナル熱情ト尊  
 敬ノ念ヲ以テ激勵ノ辭ヲ送ルモノデア  
 今ヤ資本家階級ハ社長進化ノ當然ノ歸結トシテ正ニ没落セント  
 スル資本主義制度ノ中デ其ノ舊狀ヲ維持センガ爲ニ産業合理化  
 ト不景氣ヲ口實ニ吾等労働者階級ニ對シテアラユル暴虐ヲ強要  
 シツ、アル此時ニ當リ諸君ノ闘争ガ如何ニ困難デアリ苦痛デア  
 ルカラ我等モ亦實踐的ニ知ルモノデア  
 親愛ナル諸君ハ同一立場ニアル我等労働組合全国同盟全員一同ハ諸君ノ正シキ闘争ガ